

H24.11.9 女性に対する暴力に関する専門調査会

配偶者からの暴力の防止等に関する 対策の実施状況について

平成24年11月9日(金)

厚生労働省

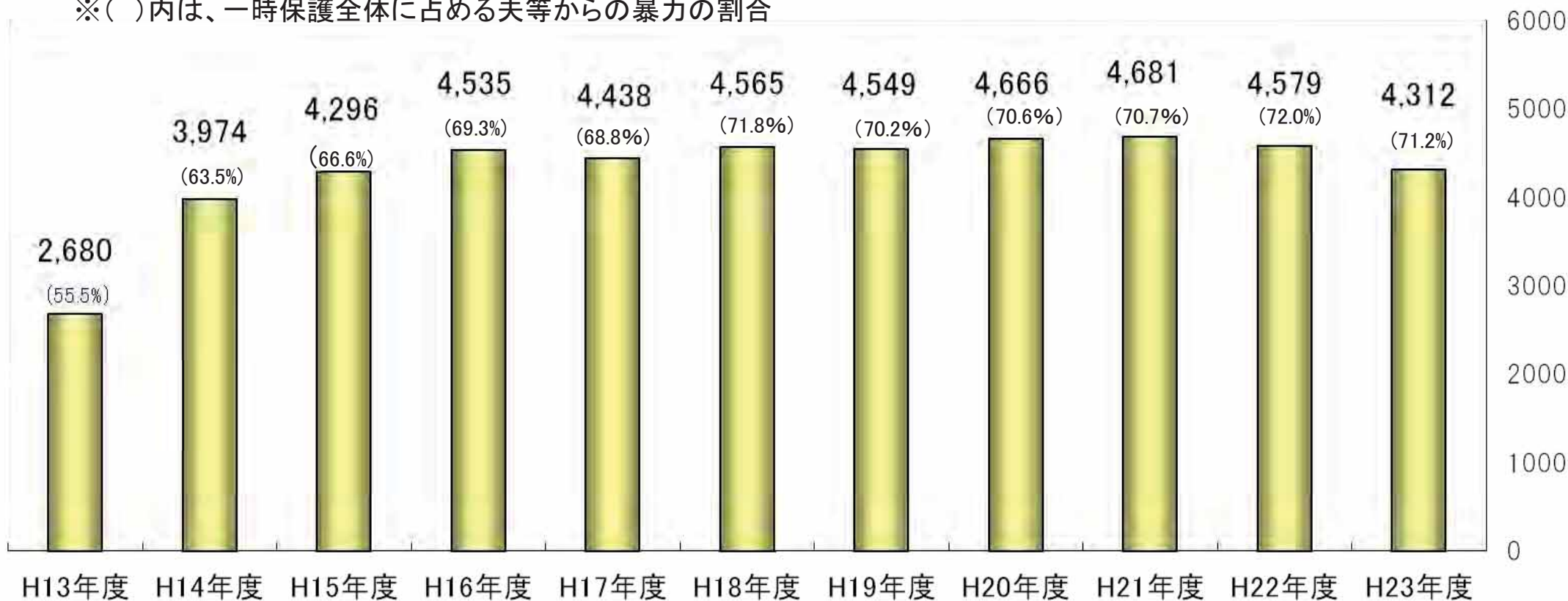
婦人相談所におけるDV被害者の一時保護件数の推移

- 配偶者暴力相談支援センターのうち、被害者の緊急時における一時保護は、各都道府県に設置されている婦人相談所が行っている。
- 婦人相談所の一時的保護の件数は、ほぼ横ばいの状況が続いている。

夫等からの暴力による一時保護件数及び一時保護全体に占める割合

(人数)

※()内は、一時保護全体に占める夫等からの暴力の割合



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

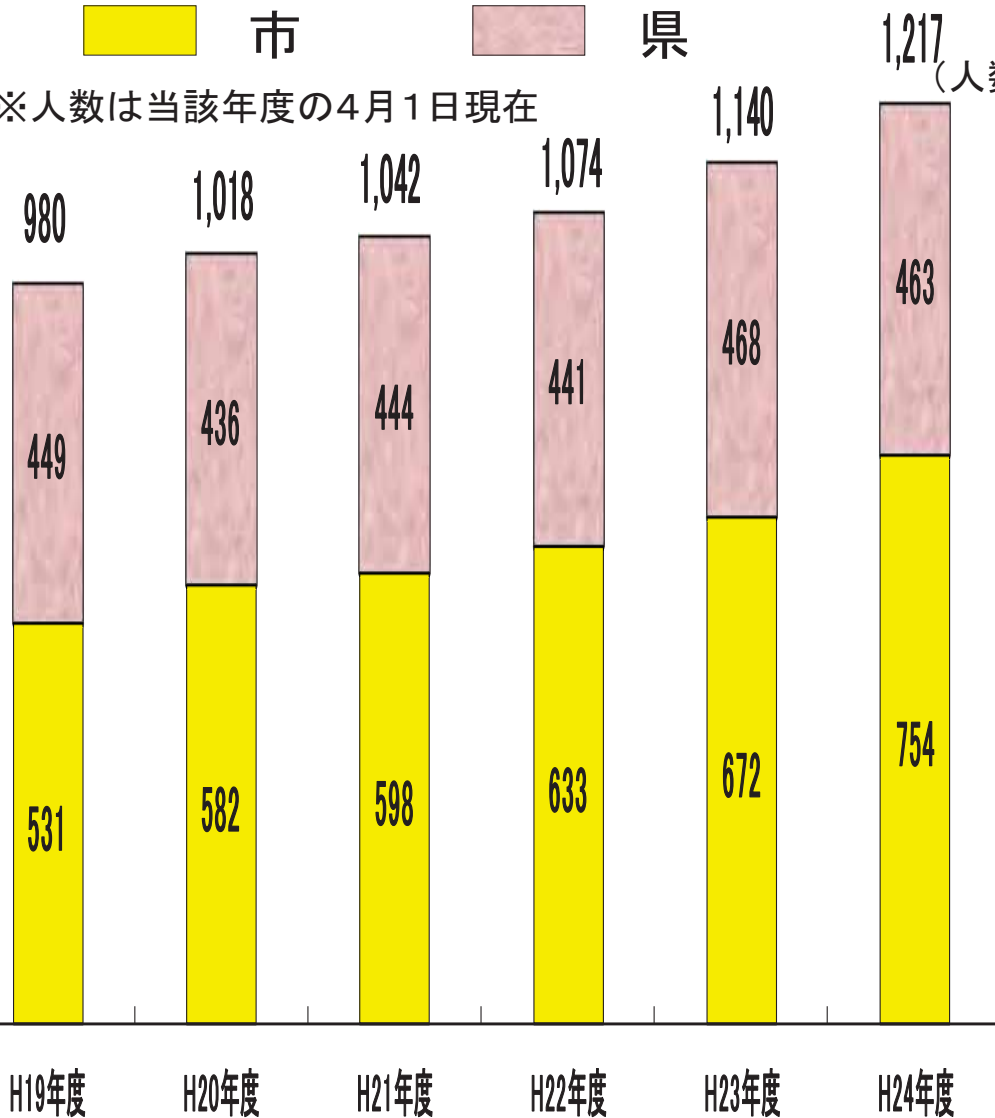
DV相談等を行っている婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が大きい。

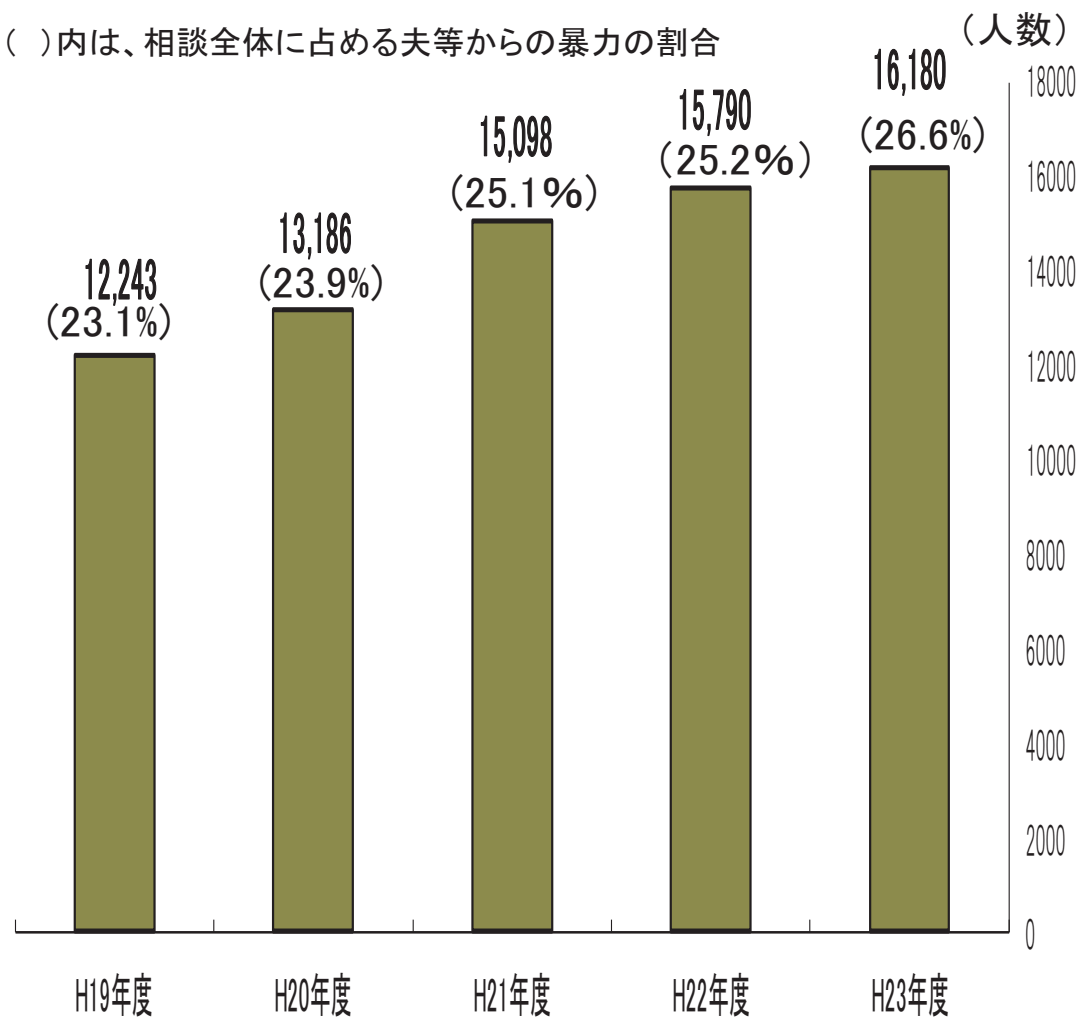
市 県

※人数は当該年度の4月1日現在



(参考) 婦人相談(市)による相談件数の推移

※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

DV被害者に対する児童扶養手当の支給について

1. 改正前

- 児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給するものであり、法律において「父母の婚姻解消」等、ひとり親家庭状態と認められる要件を規定するとともに、それに準ずる状態として政令に規定したものも支給対象として認めている。
- DV被害者については、「遺棄」の枠組みで、1年の観察期間を置いて支給していたところ。

【児童扶養手当法】

- ① 父母が婚姻を解消
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ その他①から④に準ずる状態で政令に定めるもの

【児童扶養手当法施行令(改正前)】

- ⑥ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎(未婚)
- ⑨ ⑧に該当するか明らかでない(棄児)



2. 改正後

- 配偶者からの暴力(DV)被害者については、これまで父又は母に1年以上遺棄されていることを要件としていたが、これに加え、裁判所の保護命令が発令された場合には、直ちに支給対象とする。(政令改正(平成24年8月施行))

【児童扶養手当法】

- ① 父母が婚姻を解消
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ その他①から④に準ずる状態で政令に定めるもの

【児童扶養手当法施行令(改正後)】

- ⑥ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑦ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑧ 父又は母が1年以上拘禁
- ⑨ 母が婚姻によらないで懐胎(未婚)
- ⑩ ⑨に該当するか明らかでない(棄児)

配偶者からの暴力を受けた方の国民年金保険料の免除制度の改正について

【背景】

- ① 申請による国民年金保険料の免除は、原則として本人及び連帯納付義務者(※)の前年所得を審査。

※ 配偶者及び世帯主は、国民年金法に基づき連帯して保険料の納付義務を負う。

- ② **配偶者からの暴力を受けたため避難している方から免除の申請があった場合、配偶者には連帯納付義務があるため、本人の所得が少なくても配偶者の前年所得が一定額以上であるときは、申請は却下となっていた。**

〔第2号被保険者（会社員等）に扶養される配偶者は、保険料の納付を要しない第3号被保険者となるが、配偶者からの暴力により避難している方は、配偶者に扶養されていないことから、第1号被保険者となり保険料の納付義務が発生する。〕

【改正後】（平成24年7月～）



このため、国民年金法施行規則の改正を行い、災害や失業など所得審査を行わない特例事項に、「配偶者からの暴力が行われた場合」を追加し、**配偶者からの暴力を受けたため配偶者と住居が異なる方は、配偶者の所得にかかわらず本人(※)の前年所得が一定額以下であれば、申請により国民年金保険料の全額または一部が免除となるように改正。**

※ 世帯主（父母等）と本人が同居している場合等は、父母等の所得は審査の対象となる場合がある。

【その他】

- ・日本年金機構において、チラシを作成し関係機関へ配布、ホームページを活用した周知を実施。
- ・平成25年7月までに申請すれば、平成24年7月まで遡って免除を受けることが可能。